

千葉県報

定例
令和4年9月13日

主要目次

- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間 (三件)
- 千葉県区における漁業の免許 (二件)
- 千葉海区における漁業の免許 (二件)
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 (二件)
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定
- 特定調達公告
- 入札公告 (二件)
- 落札者等の公告

一 三 四 四 五 一六

告示

千葉県告示第四百十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、機船船びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和四年九月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

その一

- 1 漁業種類
さより船びき網漁業
- 2 船舶の総トン数
十トン未満
- 3 推進機関の馬力数
定めなし
- 4 操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

許可又は起

操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	業の認可をすべき船舶等の数
富津市富津岬突端(北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点)、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端(北緯三十五度十五分二十三秒東経百三十九度四十四分四十五秒の点)を順次結んだ線以北の千葉県海面	十一月一日から翌年四月三十日まで	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	百六十隻
共同漁業権共第十三号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域(当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。)	十二月一日から翌年四月三十日まで	〃	七隻
共同漁業権共第十七号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域(当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。)	〃	〃	五隻
共同漁業権共第二十号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域(当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。)	〃	〃	四隻
共同漁業権共第三十七号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域(当該区域内の漁業権者が操業を認めた区域に限る。)	〃	〃	二隻
鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱(漁業権基点南七十三	〃	〃	九十三隻

千葉県告示第四百十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、敷網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。
令和四年九月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

1 漁業種類

あじ・さば棒受網漁業

2 船舶の総トン数

総トン数五トン以上百トン以下(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第三条第一項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの(以下「旧トン数適用漁船」という。))にあつては、総トン数五トン以上七十トン以下)。ただし、平成三年度及び平成四年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数五トン以上百五十トン以下(旧トン数適用漁船にあつては、総トン数五トン以上百トン以下)とする。

3 推進機関の馬力数

定めなし

4 操業区域

いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市観埼灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面

5 漁業時期

総トン数十トン未満の船舶にあつては八月一日から十二月三十一日まで、総トン数十トン以上の船舶にあつては八月一日から十月三十一日まで

6 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が千葉県内の区域にある者	三隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	一隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年九月十五日から十月十四日まで

千葉県告示第四百二十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十三条第一項の規定により、令和四年九月一日付けで千葉県海区における共同漁業を次のとおり免許した。
令和四年九月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称
短共第一号	短共第一号	市川市塩浜一丁目一七番三号	市川市漁業協同組合
短共第二号	短共第二号	船橋市湊町一丁目二四番六号	船橋市漁業協同組合
短共第三号	短共第三号	〃	〃

備考 公示番号とは、令和四年四月二十六日に作成された千葉県海区漁場計画に定める公示番号をいう。

千葉県告示第四百二十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十三条第一項の規定により、令和四年八月二十日付けで千葉県海区における区画漁業を次のとおり免許した。
令和四年九月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称
短区第一号	短区第一号	市川市塩浜一丁目一七番三号	市川市漁業協同組合
短区第二号	短区第二号	〃	〃
短区第三号	短区第三号	〃	〃
短区第四号	短区第四号	〃	〃
短区第五号	短区第五号	〃	〃
短区第六号	短区第六号	船橋市湊町一丁目二四番六号	船橋市漁業協同組合
短区第七号	短区第七号	〃	〃
短区第八号	短区第八号	〃	〃
短区第九号	短区第九号	市川市塩浜一丁目一七番三号	市川市漁業協同組合